

河内長野市設備投資応援融資のご案内

(大阪府チャレンジ応援資金（設備投資応援融資〔市町村連携型〕）

この融資は、河内長野市内で事業を行う中小企業者の設備導入を応援するため、「大阪府チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）」を活用し、河内長野市が独自に金利軽減（年1.2%以下の金融機関所定金利より0.2%軽減）を行う制度です。

1. 利用資格

◇〈一般型〉、〈DX・カーボンニュートラル型〉 ≪略称：府 設備応援（連携）≫

河内長野市内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化に必要な設備を市内に導入し、かつ、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方（なお、DX・カーボンニュートラル型についてはDX・カーボンニュートラルに関する資金に限る。）

◇〈計画認定型〉 ≪略称：府 設備計画認定型（連携）≫

一般型又はDX・カーボンニュートラル型の資格に加えて、以下のいずれかに該当する方（医療法人及び特定非営利活動法人を除く）

- ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方
- ②中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき先端設備の導入を図る方
- ③中小企業等経営強化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ④中小企業等経営強化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律の認定を受けた者

中小企業者とは下記のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第1項に定める

- ・資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
 - ・常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
 - ・常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
 - ・中小企業等協同組合等（窓口でご確認ください。）
- なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

※なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。
詳しくは6ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

2. 取扱金融機関

地方銀行	紀陽銀行 河内長野支店、徳島大正銀行 千代田支店、南都銀行 河内長野支店 (50 音順)
信用金庫	大阪シティ信用金庫 河内長野支店
信用組合	成協信用組合 河内長野支店



3. 融資限度額及び融資条件

(1) 融資限度額 無担保 3,000万円 (注-1)

※〈一般型〉、〈DX・カーボンニュートラル型〉と〈計画認定型〉を合算し3,000万円以内が限度額となります。

(注-1) この融資は信用保証付きですので、大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

(2) 融資条件

資金使途 (注-2)	融資利率 (注-3)	融資期間	返済方法 (注-3)	信用保証料率 (注-4)	
設備資金 (設備に付随する 運転資金を含む)	年1.0%以下 (固定金利) 大阪府チャレンジ応援 資金(設備投資応援 融資)より0.2%軽減 した利率です。	10年以内 (無担保)	毎月元金均等分割返済 据置期間:12カ月以内	一般型 DX・カーボン ニュートラル型	計画認定型
				大阪信用 保証協会の 定める料率	年0.7%

(注-2) 原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。
設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。
設備に付随する運転資金は、設備資金の1/2以内となります。(申込時に事業計画で資金内容を確認します。)
なお、運転資金のみの利用はできません。

先端設備等導入計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途として設備に付随する運転資金は含まれません。

認定経営力向上計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途が設備資金等であることに加え、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動の資金であることが必要です。

(注-3) 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関にご確認ください。
据置期間中は利息のみの返済となります。

(注-4) 決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を引下げます。

第4次産業革命関連設備(Iot関連機器、3次元積層技術関連機器等)の導入については、一般型は10%割引、計画認定型は一律で年0.6%に引き下げとなります。

(3) 連帯保証人

申込者区分	連 帯 保 証 人
個 人	原則として、不要
法 人	原則として、法人代表者以外不要 (注-5)
組 合	原則として、代表理事以外不要

次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

(※) 連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっております。

(注－5) 特定非営利活動法人は、原則として商業登記簿謄本に登記のある理事全員が必要です。

4. 融資申込に必要な書類

大阪府所定の「信用保証委託申込書」及び次の書類が必要です。なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。(注－1)

添 付 書 類		部数	確認欄
(1)河内長野市設備投資応援融資申込書		1	
(2)河内長野市設備投資応援融資に伴う個人情報取扱いに関する同意書(市用、金融機関用)		各1	
(3)河内長野市設備投資応援融資に関する宣誓書		1	
(4)市・府民税の完納証明書(税額が発生していない場合は所得証明書)		1	
(5)固定資産税及び都市計画税の完納証明書		1	
(6)軽自動車税の完納証明書		1	
(7)信用保証委託契約書(注－2)(令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成の上提出)		1	
(8)申込人(企業)概要(前回保証時から変更ない場合は省略可)		1	
(9)資産・負債および収入・支出(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)		1	
(10)保証人等明細		1	
(11)同意書(注－3) ・個人情報の取扱いに関する同意書(保証協会用) ・個人情報の提供に関する同意書(金融機関用) ※取扱金融機関所定の様式の場合があります。		各1	
(12)法人の場合	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)(注－4) ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
	決算書及び附属明細書(写) ※決算を2期以上しているときは直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
	税務署受付印のある確定申告書(写)【別表1, 4, 5など】 ※電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
(13)個人の場合	税務署受付印のある確定申告書(写) ※電子申告の場合は受付結果(受信通知)を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通(取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)	2	
(14)印鑑証明書(注－5)	申込者	1	
	連帯保証人(法人代表者)(注－3)	1	
(15)納税証明書等(注－6)(注－10)		1	
(16)設備投資にかかる契約書(写)・見積書(写)等		1	

(17)営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し(必要業種の場合)			該当するもの各1通	
(18)申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人(法人にあっては代表者)の住民票抄本(前住所確認ができるもの)(写し可、発行後3カ月以内のもの) (取扱金融機関の同意がある場合等は省略可)				
(19)申込人(法人にあっては代表者)、及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格及び在留期間の確認ができる住民票抄本(原則、発行後3カ月以内のもの)又は在留カード若しくは特別永住証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、すでに保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。				
(20)計画書	一般型	事業計画書(ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。)		
	DX・カーボンニュートラル型	以下のいずれか ①「産業競争力強化法」による国の事業適応計画の写し ②事業計画書(計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。)及び「設備投資応援融資」の資金使途に係る確認書		
	計画認定型	以下のいずれか ①経営力向上計画申請書及び主務大臣計画認定書の写し ②認定先端設備等導入計画申請書及び市町村長計画認定書の写し ③事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ④連携事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ⑤情報処理システムの運用及び管理に関する計画書及び認定申請書、認定通知書の写し(注-7・8)		
(21)特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等 (特定非営利活動法人のみ)(注-9)				
(22)その他、必要と認められる書類				

『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資をご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して、あらかじめお客様の同意をいただいています。

- (注-1)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示(運転免許証、印鑑登録証明書等)を求められることがあります。また連帯保証人の印鑑証明書を求められることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (注-2) 信用保証委託契約書は、申込者、連帯保証人が必ず自署捺印してください。
- (注-3) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)に、保証の関係者(本人、連帯保証人等)から個別に提出が必要です。
- (注-4) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可)です。2回目以降は変更がある場合等に必要となる場合があります。
- (注-5) 令和3年4月1日以降の初回申込時(全件完済および否決取下げ後6カ月経過している場合を含む。)は必要(写し可、原則最近3カ月以内のもの)です。2回目以降は変更がある場合等に必要です。
- (注-6) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略することができます。
- (注-7) 当初の認定から2年を超えている場合もしくは貸付実行までの間に認定の有効期限を経過することが見込まれる場合、認定更新申請書および認定(更新)通知書写しの提出が必要。
- (注-8) 認定申請書または認定更新申請書の内容に変更があった場合は、認定変更届出書の写しの提出が必要。
- (注-9) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類。
- (1) 事業報告書
 - (2) 計算書類(活動計算書および貸借対照表)及び財産目録
ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
 - (3) 年間役員名簿
 - (4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面
- (注-10) 納税証明書等は、次表の中から選んでください。

- | | |
|--|--|
| 1. 事業税(注-11)
2. 所得税(その1又はその3)
3. 法人税(その1又はその3)
4. 府・市町村民税(注-12)
5. 法人府民税
6. 法人市町村民税 | } のいずれかの当該事業に係る納税証明書1通。

なお、前記すべての証明証についても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれか1通。
・事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。(当該事業に係るもの。) |
|--|--|

(注-11)事業税の納税証明書で「確定額、納付額および未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

(注-12)当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。

5. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 領収証(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。
 なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

6. 申込窓口

申込窓口:各取扱金融機関(p.1 参照)

◇申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。

7. 相談窓口

- ◆ 河内長野市 環境経済部 産業観光課 商工・労働係 TEL 0721-53-1111(内線 474、477)
- ◆ 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課(制度融資グループ) TEL 06-6210-9508
- ◆ 大阪信用保証協会 堺支店 TEL 072-223-3011
 ※府制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については、府金融課(制度融資グループ)まで。TEL 06-6210-9508
- ◆ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に関する相談窓口:
 事業分野ごとに所管省庁が異なります。詳しくは、中小企業庁企画課(TEL 03-3501-1957)までお問合せください。
- ◆ 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に関する相談窓口:
 河内長野市 環境経済部 産業観光課 商工・労働係 TEL 0721-53-1111(内線 474、477)
- ◆ 中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画に関する相談窓口:
 近畿経済産業局 産業部 中小企業課 TEL06-6966-6023

制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（特定非営利活動法人を除く）などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ① 原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ② 原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合（申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む）
- ③ 前回保証資金が、合理的理由なく資金の使途目的以外に流用されていた場合
- ④ 直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合を見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ① 銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合（原則、第1回目の不渡を出して6カ月を経過していない場合を含む）
- ② 仮差押・差押、競売等法的措置を受けている場合および破産手続き、再生手続き、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ① 税金を滞納し、完納の見通しがたたないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ② 借入金（消費性、住宅ローンを含む）、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③ 高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④ 業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤ 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥ これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ① 許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合（申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く）
- ② 事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③ 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④ 申込人（関係人を含む）がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤ 申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥ 休眠会社（最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規定により、休眠会社として解散したもの）とみなされたもの）および休眠組合の場合（「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの）
- ⑦ 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧ 申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩ その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

●このご案内は、河内長野市設備投資応援融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

●その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問い合わせください。

●申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、信用保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証および融資の可否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）

●融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。

●融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、河内長野市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。

●申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくことになりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。

なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。

●融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。

ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。